

監査人と監査役のコミュニケーション

公認会計士·監查審查会事務局 公認会計士監查審查官 柳川 俊成



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

①会社計算規則127条4号

<u>監査役は</u>、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項 を内容とする報告書を作成する義務。

②会社計算規則131条1号、3号

<u>監査人は</u>、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施してるかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。